

4 月定例連絡委員幹事会

と き 令和8年4月7日(火)
ところ 市役所 2階 会議室1

1 市長あいさつ

2 正幹事・副幹事あいさつ

3 議題

- (1) 代表幹事及び副代表幹事の選出について・・・・・・・・・・ P1 (資料1)
- (2) 令和8年度蚊ハエ抑制剤の配布について (環境課)・・・・・・・・ P2~7 (資料2)
- (3) 交通安全施設について (地域協働課)・・・・・・・・・・ P8~13 (資料3)
- (4) 令和8年度防犯カメラ設置費補助について (地域協働課)・・・・ P14~17 (資料4)
- (5) 令和8年度碧南市交通安全都市推進協議会地域部会全体会議について
(地域協働課)・・・・・・・・・・ P18~20 (資料5)
- (6) 令和8年度地域振興事業補助金について (地域協働課)・・・・ P21~29 (資料6)
- (7) 令和8年度碧南市区民館等施設整備事業及び運営事業補助金について
(地域協働課)・・・・・・・・・・ P30~38 (資料7)

4 その他

- (1) 定例連絡委員幹事会の開催日について (地域協働課)
- (2) 連絡委員幹事に委嘱する協議会等の役職について (地域協働課)
- (3) 連絡委員幹事会委託料について (地域協働課)
- (4) 連絡委員幹事会慶弔規定について (地域協働課)
- (5) 区民館の開館時間等の確認について (地域協働課)
- (6) 各地区問い合わせ先の確認について (地域協働課)

へき なん し じん けん しょう 碧 南 市 民 憲 章

きぬうらこう もんこ ひろ せかい ひら
衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたた
かく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたち
じち やくそく けんしょう かか
は自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. あんしん す 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな
まいにち
毎日をおくります。

1. かつき 活気ある町に

げんき はたら ゆた かけてい
元気で働き、豊かな家庭を
きず
築きます。

1. あたたかい ころ あたたかい心の町に

はな あ わ
話し合いの輪をひろげ、なごやかな
しゃかい
社会をつくります。

1. きれいな水と青い空の町に

しぜん うつく きょうど
自然をだいじにし、美しい郷土を
つくります。

1. せいしん ぶんか 清新な文化の町に

そだ ぶんか きょうよう
若い力を育て、文化と教養の
まちをつくります。

令和 8 年度 碧南市連絡委員幹事一覧

地区名	町内会	氏名	代・副
新川地区	住吉町	神谷 直樹	
	相生鶴見町	白井 利幸	
中央地区	天王第1	石川 浩興	
	道場山町	白井 誠	
大浜地区	入船権田町第1	磯貝 久男	
	大浜上町	杉浦 徹	
棚尾地区	棚尾本町	齋藤 秀敏	
	作塚沢渡町	粟津 康之	
旭 地区	西部城山町	石川 茂敏	
	日進町	杉浦 幹根	
西端地区	上2・3・宮下住	鳥居 裕	
	半崎2	新美 敏和	

※上段：正幹事 下段：副幹事

事務局名簿

市民生活部長
 地域協働課長
 共生協働係長
 共生協働係主事

山田 昌宏
 齋藤 静絵
 菅沼 真希江
 鳥居 利成

電話 4 1 - 3 3 1 1 (内線 2 0 7)
 同上 (内線 2 9 0)
 電話 9 5 - 9 8 7 2
 同上

連絡先	環境課ごみ減量係
担 当	鈴木 章宏
電 話	95-9899 (直通)
F A X	48-2940
メール	kankyoka@city.hekinan.lg.jp

令和 8 年 4 月 7 日

碧南市連絡委員各位

経済環境部環境課

課長 中 川 知 之

(公 印 省 略)

令和 8 年度蚊ハエ抑制剤の配布について (通知)

日頃は、地域の環境衛生の向上につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

蚊ハエ抑制剤 (アーススミラブ) の配布につきまして、令和 8 年度も例年通り実施いたしますので、希望される地区は下記のとおりお申し込みください。

記

1 申し込み

担当の方の連絡先 (携帯電話番号) や配布数・配布日時等を事前に把握するため、「蚊ハエ抑制剤連絡票」を受け取り希望日の一か月前までに環境課ごみ減量係まで提出 (窓口へ直接持ち込み、郵送、電子メールまたは F A X) してください。必要に応じて散布用のジョウロもお貸しします。

2 受け取り、返却

受け取り及び返却は、平日 8 時 3 0 分～1 6 時 3 0 分の間 (1 2 時～1 3 時は除く) に環境課塩浜事務所にてお願いします。使用しなかった蚊ハエ抑制剤は返却してください。ジョウロは他の地区も使用しますので、使用後は速やかに返却してください。

- 環境課塩浜事務所 (碧南市塩浜町 2 丁目 2 番地) TEL 4 5 - 2 1 7 1



3 その他

水路・側溝等の泥上げに関する相談は、土木港湾課または下水道課までご連絡ください。

蚊ハエ抑制剤連絡票

地 区 名 _____

フリガナ _____

担当者氏名 _____

携帯電話番号 _____

- 1 受け取り日時（平日8時30分～16時30分の間。12時～13時は除く）

令和 8 年 _____ 月 _____ 日 (_____) _____ 時 _____ 分

- 2 返却日時（平日8時30分～16時30分の間。12時～13時は除く）

※返却する蚊ハエ抑制剤及びジョウロが無い場合は記載不要

令和 8 年 _____ 月 _____ 日 (_____) _____ 時 _____ 分

- 3 配布品

蚊ハエ抑制剤 _____ 個 ジョウロ _____ 台

蚊ハエ抑制剤連絡票（記載例）

地 区 名 〇〇区

フリガナ ヘキナン タロウ

担当者氏名 碧南 太郎

携帯電話番号 090-1234-5678

- 1 受け取り日時（平日8時30分～16時30分の間。12時～13時は除く）

令和 8 年 5 月 21 日（木） 13 時 00 分

- 2 返却日時（平日8時30分～16時30分の間。12時～13時は除く）

※返却する蚊ハエ抑制剤及びジョウロが無い場合は記載不要

令和 8 年 5 月 26 日（火） 8 時 30 分

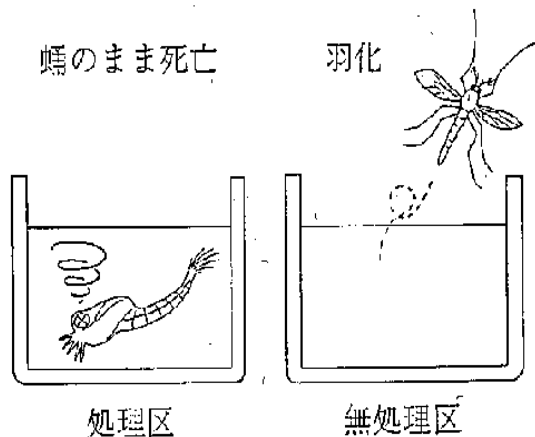
- 3 配布品

蚊ハエ抑制剤 100 個 ジョウロ 5 台

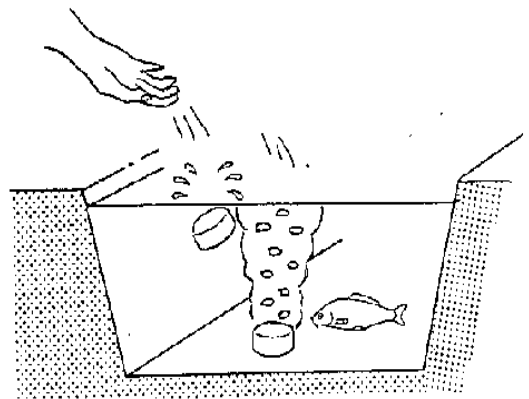
害虫駆除薬剤アース・スミラブ発泡錠の散布方法について

1. 特 長

- 1) ホルモン作用で害虫の成育をストップ。
有効成分は昆虫の幼若ホルモン様化合物で、害虫の幼虫・蛹に作用して成虫（親）になれなくさせ死亡させます。



- 2) 安全性に優れています。
従来の有機リン系殺虫剤に比べ、ほ乳動物や魚介類に対して毒性が低く、安全性の高い薬剤です。また臭いや色もほとんどなく安心してお使いいただけます。



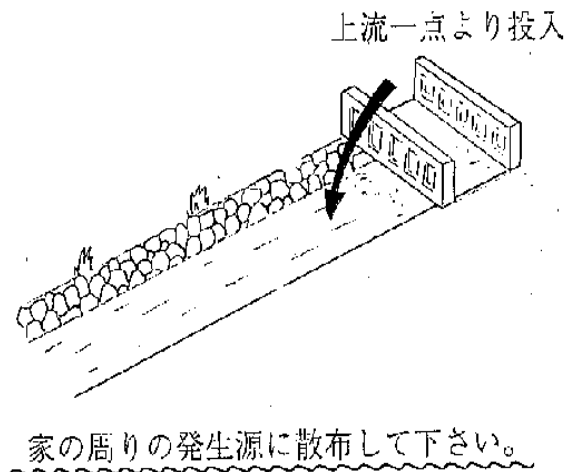
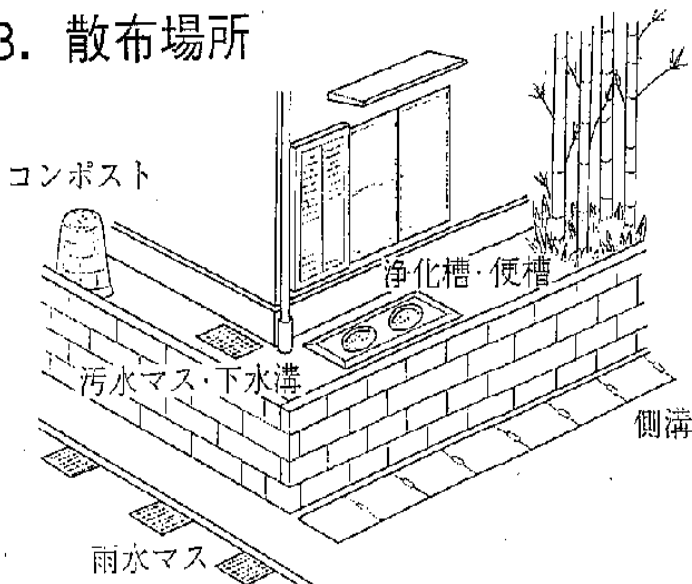
- 3) 長期間効力を持続します。
約1ヵ月間と、長期間効果は持続します。

- 4) 使いやすい発泡錠をアルミパックで包装しています。
2錠ずつアルミパック包装されているので手軽で使いやすい上、散布量がわかりやすく、手や衣服も汚れません。

2. 散布時期

昆虫の幼若ホルモン様化合物を有効成分としており、害虫の幼虫・蛹に作用して成虫（親）になれなくさせ死亡させる薬剤です。成虫の発生が多くなる前に散布するとより効果的です。

3. 散布場所



令和7年度配布実績一覧

令和7年度受取日	行政区名	蚊ハエ抑制剤	ジョロ
5月7日(水)	中山区	200	0
5月8日(木)	汐田町	120	0
5月13日(火)	雨池川端町内会	40	0
5月14日(水)	弥生町	120	0
5月15日(木)	西端区	150	0
5月16日(金)	大浜中区	300	0
5月16日(金)	鶴ヶ崎区	100	0
5月16日(金)	棚尾本町	30	0
5月20日(火)	大浜上区	390	0
5月22日(木)	志貴町	60	0
5月23日(金)	源氏町	7	0
5月26日(月)	作塚沢渡町内会	60	0
5月29日(木)	志貴崎町	200	0
5月30日(金)	旭町	200	0
5月30日(金)	東山区	200	6
6月3日(火)	春日町	100	0
6月9日(月)	久沓区	20	1
6月13日(金)	浜尾区	200	0
6月16日(月)	栗山町	77	0
6月20日(金)	若宮町	110	0
6月27日(金)	大浜下区	200	17
全体合計		2884	24

連絡先	地域協働課交通防犯係
担当	角谷、須田
電話	95-9873

令和8年4月7日

碧南市連絡委員各位

市民生活部地域協働課

課長 齋藤 静 絵

交通安全施設について（依頼）

みだしの件について、下記のとおり依頼しますのでよろしくお願ひいたします。

記

1 目的

交通安全及び防犯のための安全施設を管理する。

2 内容

- (1) 道路照明灯、防犯灯、道路反射鏡（カーブミラー）、その他注意看板の設置要望
- (2) 球切れや破損等の報告

3 設置要望書

別紙のとおり

1 交通安全等施設について

(1) 地域協働課交通防犯係が管理する交通安全及び防犯関連施設について

ア 防犯灯

夜間の歩行者の安全確保や犯罪発生防止を目的に設置しています。



イ カーブミラー

見通しの悪い交差点等に設置しています。



電柱共架型



自立型

ウ その他注意看板

「スピード落とせ」「あぶない！とびだし」
「学童注意」など運転者に注意を促す看板
※赤白の標識（「止まれ」や「一旦停止」など）
の規制標識は警察署が管理しています。



エ 道路照明灯

交通事故防止を目的として、道路の交差部や横断歩道などに、道路を照らすように設置されているものです。



電柱共架型



自立型

(2) 設置要望について

道路照明灯を除く各交通安全等施設は、地区からの要望により新たに設置することが可能です。市民からの要望は地区で取りまとめた上で、別紙「要望書」により地域協働課へご提出ください。

なお、道路照明灯は道路整備時に新設する場合がありますが、地域協働課にて地区からの要望により設置することはいたしません。

(3) 設置基準について

地区から提出された要望について、現地確認を行い、各施設における設置基準等に基づき設置の可否を決定します。ご要望にお応えできない場合があることをご承知おきください。

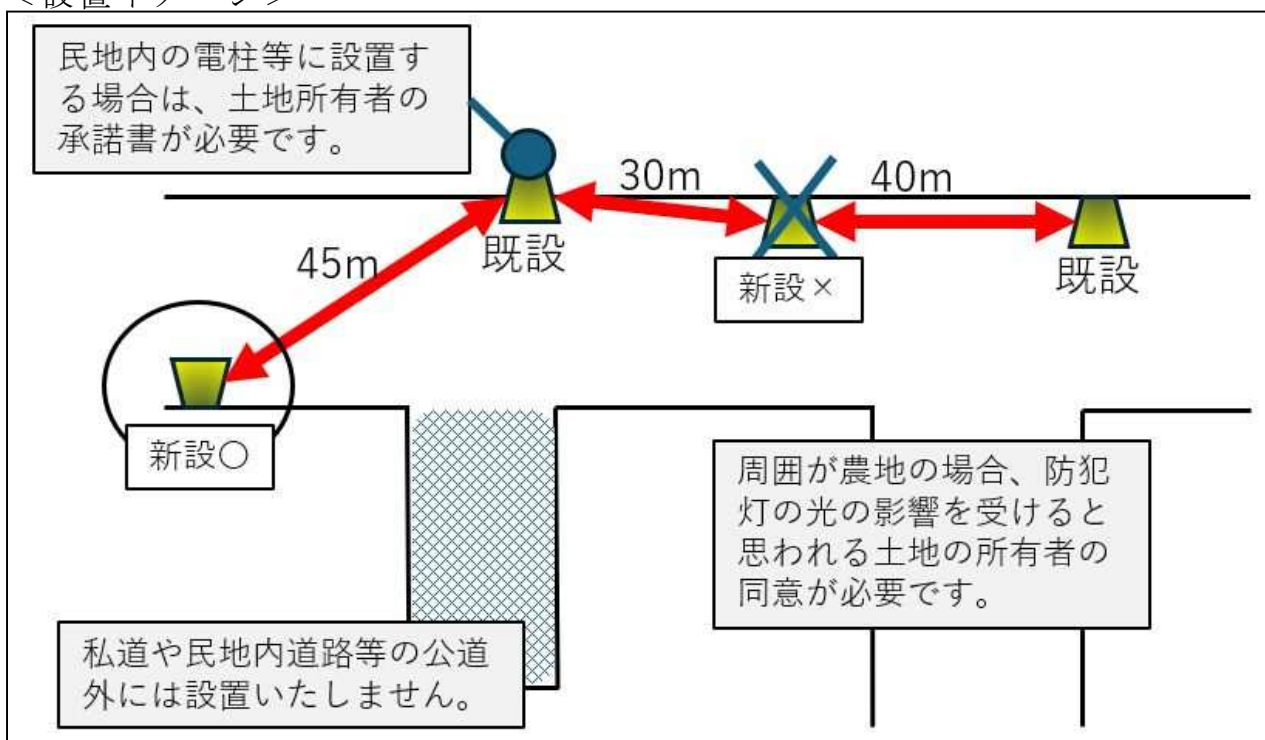
ア 防犯灯

- ① 夜間等周囲が暗く、防犯上危険が感じられること。
- ② 設置場所が市道であること。
- ③ 隣接するその他照明から40m以上離れていること。
- ④ 隣接する電柱に設置されていないこと。
- ⑤ 設置可能な電柱があること。
- ⑥ 周囲の居住者及び耕作者の同意が得られていること。
- ⑦ 不特定多数の方が利用する場所への設置であること。

★上記基準を原則としますが、道路形状や交通量、横断歩道の有無などより総合的に判断するため、基準未満でも設置する場合があります。

★要望時に影響のある方の同意を得ておいてください。農地では作物の生育障害が発生する恐れがあります（光害）。

<設置イメージ>



イ カーブミラー

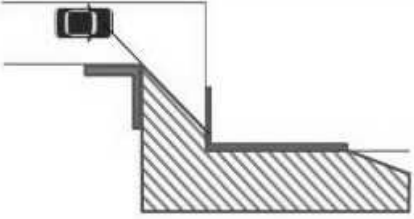
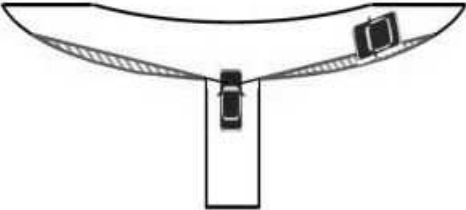

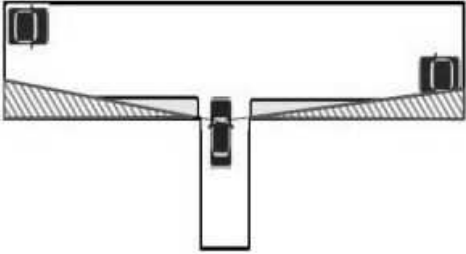
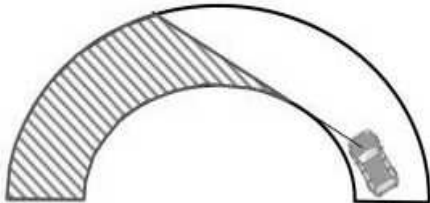
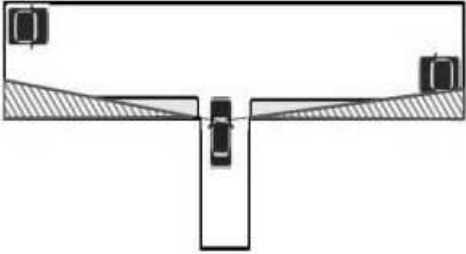
- ① 運転手から見て、建物等や道路の形状により、交差点の先の見通しが確保できない交差点等であること。
- ② 設置場所が市道であること。
- ③ 自動車を見るためのミラーであること。（自転車等の確認用は設置不可）
- ④ 設置可能な電柱があること。
- ⑤ 設置道路に歩道がないこと。
- ⑥ 不特定多数の方が利用するミラーであること。

★自動車の運転時は、目視による直接の安全確認が義務となっています。カーブミラーはその特性上、左右が反対に映る、遠近感が不明、死角が多いなど、安全確認を行う上でのデメリットもあります。カーブミラーの設置により、かえって一時停止等の交通ルール及びマナーの無視を助長することがないように、十分検討の上ご要望ください。

★歩行者や自転車を確認するためのミラーは設置対象外となります。

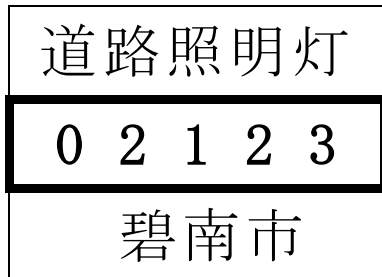
★視界を遮るものが、駐車場内の自動車など、土地に固定されたものでない場合は、原則設置対象外となります。

<カーブミラー設置判断基準例>

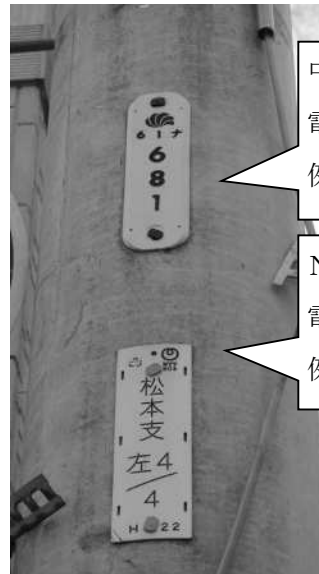
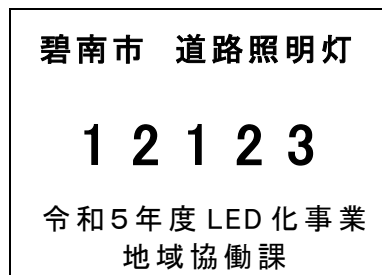
設置できると判断する場合	設置できないと判断する場合
<p>(1) 屈折部で見通しが確保できない場合</p> 	<p>(1) 見通しが確保されている交差点 (障害物等なく死角が少ない場所)</p> 
<p>(2) 交差点部で交通ルール等に従った通行をしても見通しが確保できない場合</p> 	<p>(2) 歩道等があり、歩道手前で一時停止、徐行により歩道の部分まで進むことで見通しを確保できる場合（法令等に決められた通行を行えば危険が除去できる場合）</p> 
<p>(3) 湾曲部で見通しが確保できない場合</p> 	

2 球切れ、破損等の連絡について

防犯灯や道路照明灯の球切れなどにお気づきの際は、地域協働課交通防犯係までお知らせください。その際には、防犯灯等を特定するための情報として、所在地番や目印となる建物又は個々のポールや電柱に表示されている「**管理番号**」をお知らせいただくと、対象を特定しやすくなります。



道路照明灯に貼付してある管理番号シール



交通安全施設設置要望書

令和 年 月 日

碧南市長殿

住所
町内会名
氏名
電話

下記のとおり交通安全施設等の設置を要望します。

記

1 設置希望施設名

防犯灯

カーブミラー

その他（ ）

※設置希望先の電柱番号があれば記載→【電柱番号： 】

2 設置場所及び位置図

3 設置理由

4 設置希望先土地所有者の同意（設置先が個人地である場合のみ）

1の設置希望施設を設置するにあたり、設置先土地所有者からの同意は得ております。

土地所有者の同意確認日：令和 年 月 日

土地所有者（確認者）氏名： _____

設置希望先の電柱等が市有地ではなく個人地内にある場合、施設を設置する際に、土地所有者の同意が必要となります。該当する場合は、要望時に同意を得た上で以下にご記入をお願いします。土地所有者が不明の場合、要望時にご相談ください。

連絡先	地域協働課交通防犯係
担当	角谷、須田
電話	95-9873

令和8年4月7日

碧南市連絡委員各位

市民生活部地域協働課

課長 齋藤 静 絵

令和8年度防犯カメラ設置費補助について（依頼）

碧南市では、平成28年7月1日より防犯カメラ設置費の補助制度を設立し、運用しております。

つきましては、補助制度を活用した防犯カメラ設置推進にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 補助の目的

地域の防犯活動の一端を担う防犯カメラを設置しようとする者に対し、その設置費用の一部を支援することにより、地域に対する自主防犯意識の向上を図り、犯罪の起こりにくい安心安全なまちづくりを推進する。

2 補助の内容

町内会等で運営管理する区民館等に、地域の防犯活動の一端を担う防犯カメラを設置する場合、その設置に要する経費を補助対象とする。

3 制度の概要

別紙「防犯カメラ設置費補助について」のとおり

4 補助申請手続き

申請は4月より随時受付しますが、予算に限りがあります。時期により次年度以降に改めて申請いただく場合がありますので、ご了承下さい。

防犯カメラ設置費補助について

防犯カメラには犯罪の抑止効果があり、設置した場所の犯罪の発生を抑えるだけでなく、その周辺地域にも効果が期待できます。犯罪の起こりにくい安心安全なまちづくりを推進するため、地域の防犯活動の一端を担う防犯カメラについて、その設置費用の一部を支援します。

1 補助対象者、補助率及び補助限度額について

補助対象者	補助率	限度額
(1)町内会等（区民館）	1 / 2	34万円
(2)商店街振興組合等		
(3)5台以上の駐車場を管理する店舗等の事業者	1 / 2	10万円

※設置後5年間は、同一の補助対象者で新たに申請することはできません。

2 補助対象となる経費について

補助対象者の建物や敷地内において、防犯カメラを設置する際に、設置に要した経費が対象となります。

※維持又は管理に要する経費、地代及び占用料、操作指導料、既存の設備の撤去に要する経費については、補助対象外です。

3 補助金で設置する防犯カメラの制約について

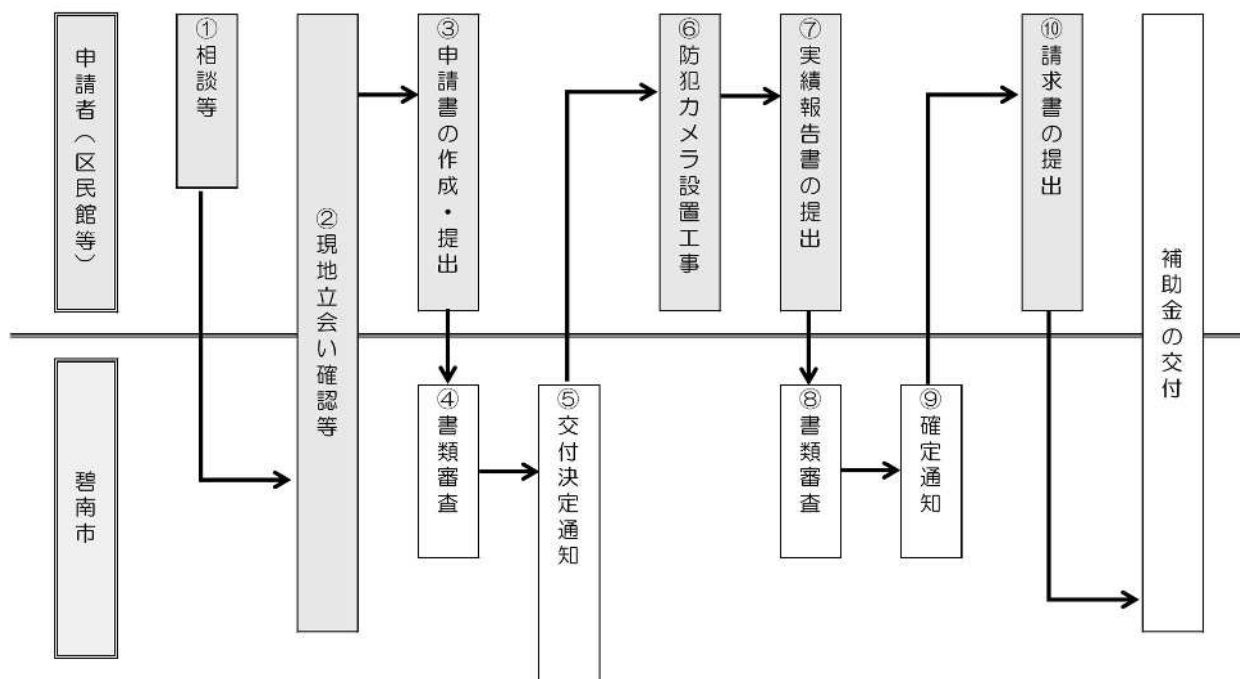
- (1) 防犯カメラの撮影範囲に、道路等の公共の場所を3分の1以上含むようにして下さい。
- (2) 設置から5年間は、その利用を継続して下さい。
- (3) 愛知県策定の「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準拠し、防犯カメラを適正に管理して下さい。

※防犯カメラの設置者等が守るべきルールとして、「防犯カメラの設置及び運用に関する要領」を作成し、適正な管理をお願いします。

4 補助申請手続きについて

申請は4月より随時受付しますが、予算に限りがあります。時期により次年度以降に改めて申請いただく場合がありますので、ご了承下さい。

5 申請手続きの流れについて



設置をご検討される場合、まず電話等によりご相談下さい。(①)

また、申請書を提出される前に、必ず防犯カメラの取付予定箇所及び撮影方向を現地確認させていただきますので、都合の良い日時をご連絡下さい。(②)

防犯カメラの設置工事は、⑤の「交付決定通知書」を受け取り後、実施して下さい。

⑦の「実績報告書」の提出期限は、設置完了の日から30日以内または、翌年度の4月10日のいずれか早い日になります。

補助金の交付は、事業完了後になります。⑩の「請求書」の提出から1～2週間後に指定の口座へ振込されます。

申請時(③関係)の添付書類

- (1) 防犯カメラの設置に要する費用に係る見積書
- (2) 防犯カメラ機器のカタログ
- (3) 防犯カメラの設置及び運用に関する要領
- (4) 配置図(建物、道路等、防犯カメラの位置関係の分かるもの)

実績報告時(⑦関係)の添付書類

- (1) 代金の支払が完了したことを証する書類
- (2) 防犯カメラ及び表示板の現況写真
- (3) 防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの

(問合せ先) 碧南市役所 地域協働課 交通防犯係
電話 0566-95-9873(直通) FAX 0566-41-5412
E-mail: tiikika@city.hekinan.lg.jp

●区民館（30区民館）の設置状況について

令和7年度末現在

区民館名		設置結果等
新川	久沓区民館	平成30年度設置済
	田尻区民館	平成29年度設置済
	西松江区民館	平成28年度設置済
	東松江区民館	平成28年度設置済
	鶴ヶ崎区民館	平成28年度設置済
	千福区民館	平成29年度設置済
	浜尾区民館	平成29年度設置済
	東山区民館	平成28年度設置済
	西山区民館	令和7年度設置済
中央	道場山区民館	平成30年度設置済
	天王区民館	平成29年度設置済
	中山区民館	平成28年度設置済
大浜	大浜上区民館	令和2年度設置済
	大浜中区民館	令和2年度設置済
	大浜下区コミュニティセンター	平成28年度設置済
	前浜集落センター	平成29年度市施設対応
	川口農業センター	平成29年度市施設対応
棚尾	棚尾区民館	平成30年度設置済
旭	東町内会館	令和2年度設置済
	西部区民館	平成28年度設置済
	神有区民館	令和6年度設置済
	伏見屋区民館	※補助希望無し
	霞浦会館	令和3年度設置済
西端	西端大久手区民館	令和3年度設置済
	西端半崎区民館	令和6年度設置済
	西端上区民館	平成29年度設置済
	西端下区民館	平成29年度設置済
	西荒居区民館	平成30年度設置済

●商店街（13商店街）の設置状況について

令和7年度末現在

商店街名		設置結果等
新川	キネマ通り発展会	令和3年度設置済
	新川本町商店街振興組合	令和4年度設置済
	辻通り発展会	令和2年度設置済
	新川銀座発展会	
中央	道場山発展会	
	中山発展会	令和2年度設置済
	碧南中央発展会	令和6年度設置済
大浜	大浜本町商店街振興組合	
	天神会商店街振興組合	令和4年度設置済
	碧南駅前通発展会	平成29年度設置済
棚尾	棚尾商店街振興会	平成28年度設置済
旭	鷺塚発展会	
西端	西端商店街振興組合	令和元年度設置済

連絡先	地域協働課交通防犯係
担当	角谷、鏝本
電話	95-9873

令和8年4月7日

碧南市連絡委員各位

市民生活部地域協働課

課長 齋藤 静 絵

令和8年度碧南市交通安全都市推進協議会地域部会全体会議について（依頼）

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は交通安全行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

みだしの会議について、下記の日程で開催いたしますので、ご多忙の中、恐縮に存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1 開催日時

令和8年5月12日（火）午後7時から

2 会場

碧南市芸術文化ホール シアターサウス

3 参加者

連絡委員、交通安全協会交通指導員、安全運転管理協議会、老人クラブの代表、
PTA役員、校長、園長、市議会議員等

4 会議時間

概ね1時間

改正

昭和47年7月21日規則第18号
昭和57年3月30日規則第5号
昭和61年3月20日規則第1号
平成30年2月19日規則第3号
平成31年3月29日規則第24号

碧南市交通安全都市推進協議会に関する規則

(設置)

第1条 昭和36年12月26日告示された交通安全都市宣言の趣旨に沿って、市内における交通事故の防止を図るための施策及び活動を推進させるために、碧南市交通安全都市推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、各官公庁、交通関係機関その他諸団体の協力のもとに、次の事業を行う。

- (1) 交通安全教育の徹底
- (2) 交通環境の整備
- (3) その他交通事故防止のため適切と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、各官公庁、交通関係機関その他諸団体の代表者及び知識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、役職により委嘱された者は、当該役職の在任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の各号に掲げる役員を置き、その人数は当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 会長は、市長をもって充てるものとし、副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 副会長の任期は、1年とする。

6 監事は、協議会の監査に係る事務を処理する。

(顧問及び参与)

第5条 協議会に顧問及び参与を置くことができる。

(協議会の会議)

第6条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(地域部会)

第7条 協議会に次の地域部会を置く。

- (1) 新川部会
- (2) 中央部会
- (3) 大浜部会
- (4) 棚尾部会
- (5) 旭部会
- (6) 西端部会

2 地域部会は、当該地区の関係委員及び当該地区の関係者のうちから会長の承認を得て選任した者をもって委員とする。

(部会長及び副部会長)

第8条 地域部に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 地域部の部会長は当該地域の碧南市連絡委員に関する規則（平成2年碧南市規則第23号。以下「連絡委員規則」という。）第8条第2項に規定する正幹事を、地域部の副部会長は同項に規定する副幹事をもって充てる。

3 部会長及び副部会長の任期は、1年とする。

（地域部の会議）

第9条 部会長は、地域部を招集し、会議の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、会長が事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 地域部の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

（地域部の全体会議）

第10条 会長は、必要があると認めるときは、全ての地域部を対象とする地域部の全体会議を招集することができる。

2 地域部の全体会議の議長は会長を、副議長は連絡委員規則第9条第2項に規定する代表幹事をもって充てる。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

4 地域部の全体会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（雑則）

第11条 この規則に定めるほか、協議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年7月21日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年7月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月30日規則第5号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月20日規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月19日規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第24号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

連絡先	地域協働課共生協働係
担当	菅沼、杉浦
電話	95-9872

令和8年4月7日

碧南市連絡委員各位

市民生活部地域協働課

課長 齋藤 静 絵

令和8年度碧南市地域振興事業補助金について（依頼）

本市では、地域の健全な発展を図るため、地域振興事業補助制度を設けておりますので、下記のとおり申請書の提出をお願いします。

記

1 補助金の目的

地域の健全な発展を図ることを目的に地域で行われる事業に対して助成します。

2 補助金の概要

町内会加入世帯について2,300円を交付します。

3 交付額の算出方法

交付額＝町内会加入世帯×2,300円

※ただし、当該年度予算額を限度に交付する。

4 町内会加入世帯の算定

令和8年1月に実施した町内会加入世帯調査の結果を基に、令和8年1月1日時点の世帯数に反映させて算出します。

5 注意点

町内会加入世帯の定義等の詳細については、「地域振興事業補助金手引き」を参照してください。

6 補助金の交付先

区又は町内会

7 提出書類

- (1) 地域振興事業補助金交付申請書
- (2) 令和8年度地域振興事業収支予算書
- (3) 令和8年度事業計画書
- (4) 地域振興事業補助金交付請求書

※振込口座の写し（銀行名、支店名、口座番号、口座名などの記載されているページ）を添付してください。

8 提出期限

令和8年4月21日（火）

地域振興事業補助金手引き

1 町内会加入世帯の定義

各町内会の加入者台帳に記載のある世帯

※加入者台帳に記載する目安として次に掲げる条件を満たすこと。

- ・町内会が加入者と認め、かつ、町内会が広報、回覧物、ゴミ袋等の配布をしている世帯とし、事業所等は含めない。

2 想定問答

Q 町内会費は支払っているが、ゴミ袋等は不要で、実質町内会活動に参加していない世帯は町内会加入世帯数に入れるべきか。

A 町内会が広報、回覧物、ゴミ袋等の配布をしていない場合は、町内会加入世帯とみなさないため、町内会加入世帯数には含めない。

Q 住民基本台帳上は世帯分離している世帯でも、実質は1世帯で町内会に加入している場合、町内会加入世帯数に入れるべきか。

A 上記「町内会加入世帯の定義」どおり、町内会費の支払いの有無ではなく、広報、回覧物、ゴミ袋の配布状況により判断する。加入者台帳に1世帯の登録であれば、1世帯のみの加入、2世帯登録があれば2世帯加入とする。

Q 住民登録のある地区以外の世帯（碧南に住民登録のない世帯も含む）が、町内会に加入している世帯についてはどのように扱うのか。

A 上記「町内会加入世帯の定義」どおり、加入者台帳に登録があれば、町内会加入世帯として扱う。住所、世帯員の情報についても加入者台帳に記載のこと。

Q 商店、企業等が町内会に加入している場合は、町内会加入世帯数に入れるべきか。

A 基本的に法人は町内会加入世帯に含めない。しかし、商店等で店舗と住居が一体となっており、一般家庭のような居住の実態があれば町内会加入世帯数に含める。住所、世帯員の情報についても加入者台帳に記載のこと。

○碧南市地域振興事業補助金交付規程

平成2年5月31日

訓第33号

改正 平成5年3月29日訓第2号

(趣旨)

第1条 碧南市地域振興事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号）に定めるもののほか、この訓の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、区又は町内会（以下「町内会等」という。）が行う住民の連帯感及び市民性を高めるためのコミュニティ事業に対し助成することにより、地域の健全な発展を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金は、町内会等が行う次の事業を交付の対象とする。

- (1) 生活環境の清潔、美観の維持等に関する事業
- (2) 社会福祉の増進及び健康管理に関する事業
- (3) 交通安全、防犯、消防、防災その他の生活の安全確保の推進に関する事業
- (4) 運動会、ピクニックその他の地域事業に関する事業
- (5) 文化活動及び学習活動に関する事業
- (6) その他地域の健全な発展に関する事業

2 町内会等が前項に掲げる事業を共同して行う場合は、市長は補助金の交付を当該事業を共同して行う代表者に交付することができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、町内会等に参加する世帯1世帯につき2,300円を限度とし、市の予算の範囲内において定める。

附 則

この訓は、平成2年5月31日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成5年3月29日訓第2号）

この訓は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年〇月〇日訓第〇号）

この訓は、令和8年4月1日から施行する。

記 載 例

様式第1号（第4条関係）

地域振興事業補助金交付申請書

令和8年4月1日

碧南市長 小池友妃子 殿

地区名 ○○○○

代表者住所 碧南市○○町○丁目○番地

職名・氏名 ○○ ○○○

令和8年度において補助事業等を実施するため補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、補助金は前金払を希望します。

記

- 1 補助事業名 ○○○○町内会（区）における地域振興事業
- 2 施行期間 着手 令和8年4月 1日
完了 令和9年3月31日
- 3 交付申請額 金○, ○○○, ○○○円
- 4 添付書類
(1) 令和8年度地域振興事業収支予算書
(2) 令和8年度事業計画書
- 5 前金払を必要とする理由
当該補助金にて補助事業等を実施するが、事前の資金がないと実施が不可能なため。

記 載 例

様式第7号（第12条関係）

地域振興事業補助金交付請求書

令和8年4月21日

碧南市長 小池友妃子 殿

区長・町内会長の住所、氏名のご確認 をお願いします。	地区名 ○○○○ 代表者住所 碧南市○○町○丁目○番地 職名・氏名 ○○ ○○○
-------------------------------	--

令和8年4月1日付け8碧地第●号-○で補助金の交付決定を受けた補助事業等について、補助金の前金払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名 ○○○○町内会（区）における地域振興事業
- 2 補助金の額 金○, ○○○, ○○○円
- 3 前金払を必要とする理由

当該補助金にて補助事業等を実施するが、事前の資金がないと実施が不可能なため。

振 込 先

振込先金融機関名	銀行	
	信用金庫	
	信用組合 店	
	農 協	
預 金 種 目	1 普通 2 当座	
口 座 番 号		
口座名義	カ ナ	
	漢 字	

※振込先通帳のコピー（銀行名、支店名、口座番号、口座名義人の分かる部分）を添付して下さい。

記 載 例

宗教に関する事業は除く。

令和 8 年度地域振興事業収支予算書

収入の部

《町内会等名》

項 目	収 入 見 込 額
地域振興事業補助金	950,000円

同一金額

支出の部

項 目	地域振興事業 補助金充当額	区費等よりの 充 当 額	事 業 予 算 額
1. 生活環境の清潔、美観 の維持等に関する事業	下記ア～イの計 100,000円	下記サ～シの計 50,000円	下記ナ～ニの計 150,000円
①側溝等清掃事業	ア 100,000	サ 50,000	ナ 150,000
②	イ 0	シ 0	ニ 0
2. 社会福祉の増進、健康 管理に関する事業	下記ウの計 500,000円	下記スの計 100,000円	下記ヌの計 600,000円
①敬老会事業	ウ 500,000	ス 100,000	ヌ 600,000
3. 生活の安全確保の推進 に関する事業	下記エ～オの計 100,000円	下記セ～ソの計 0円	下記ネ～ノの計 100,000円
①交通安全街頭指導事業	エ 0	セ 0	ネ 0
②防火、防犯巡視事業	オ 100,000	ソ 0	ノ 100,000
4. 地域の健全な発展に 関する事業	下記カ～クの計 100,000円	下記タ～ツの計 200,000円	下記ハ～フの計 300,000円
①新春文化展等文化事業	カ 50,000	タ 100,000	ハ 150,000
②運動会等体育事業	キ 50,000	チ 100,000	ヒ 150,000
③	ク 0	ツ 0	フ 0
5. その他の事業	下記ケ～コの計 150,000円	下記テ～トの計 0円	下記ヘ～ホの計 150,000円
①.....	ケ 150,000	テ 0	ヘ 150,000
②	コ 0	ト 0	ホ 0
1～5の総合計金額	950,000円	350,000円	1,300,000円

予算書の項目は、自由に変更することができます

記 載 例

令和 8 年度事業計画書

《町内会等名》

月	事 業 内 容	対 象 者
4 月	地区一斉清掃	青少年、役員
	防災訓練、地区スポーツ大会、夏祭り	区民全員
	区民館設備点検	役員
5 月		
6 月	<div style="border: 3px double black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 神社等の宗教関係の行事は除いてください。 </div>	
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
1 月		
2 月		
3 月		

連絡先	地域協働課共生協働係
担当	菅沼、鳥居
電話	95-9872

令和8年4月7日

碧南市連絡委員各位

市民生活部地域協働課

課長 齋藤 静 絵

令和8年度碧南市区民館等運営事業補助金について

本市では、地域の自治活動の振興を図るため、碧南市区民館等運営事業助金制度を設けておりますので、下記のとおり申請書の提出をお願いします。

記

1 補助金の目的

地域住民の自治活動の振興を図ることを目的に区民館等の運営に要する経費を助成する。

2 補助金の額

(1)	電気料（区民館等に要するもののみ）	全額	(1)～(6)までの合計額が75万円を超えた場合は <u>75万円と75万円を超えた額の2分の1</u> の合計が限度額となる
(2)	水道料及び下水道使用料		
(3)	ガス代及び灯油代		
(4)	電話料の基本料金 ※基本料金…回線使用料、屋内配線使用料、ピンク電話機使用料、ベル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等定額のもの		
(5)	し尿くみ取料		
(6)	浄化槽清掃料及び点検料		
(7)	借地料	全額	区民館等の床面積の3倍までの面積に係る借地料と、補助を受けようとする

		る年度の固定資産税課税標準額の4%に相当する額のうち低い方が限度額となる。
(8)	事務員賃金 区等と雇用契約を結んでいる者への給与であること。よって、税法上の事務手続き（源泉徴収または確定申告など）が税務署等に適正になされている必要がある（地区より税務署等に給与支払報告書、あるいは本人に確定申告のための賃金明細の交付など）。	2分の1 （退職金は除く） 事務員を置いていない場合、置いているが賃金が年24万円に満たない場合は <u>12万円</u> を補助対象額とする
補助金額	(1)～(8)の合計	1,000円未満端数切捨て

※補助金交付の算定基礎は前年度（令和7年度）実績に基づいて行う。

※令和7年度から固定資産税の関係で区民館の借地料を変更した地区については、その額を算定基礎とする。

3 補助金の交付先

区又は町内会

4 提出書類

(1) 区民館等運営事業補助金交付申請書

(2) 区民館等運営事業補助金交付請求書

※申請書類は、メールアドレス（キャリアメールを除く）をご報告いただいている代表者様には(1)(2)ともに4月末頃にメールにて送付します。ご報告いただけない代表者様にはご自宅へ郵送します。メールアドレスを登録している代表者様で、郵送を希望される際は事務局までご連絡ください。

5 提出期限

令和8年5月11日（月）

6 提出先

碧南市役所地域協働課共生協働係

※データでの提出も可能です。（送付先：tiikika@city.hekinan.lg.jp）

7 その他

- (1) 補助額については、通常の使用として考えられる範囲の額での交付となります。何らかの理由でその範囲を超える場合は、原則、前年度の同月の申請額を基に算出します。
- (2) 借地料および事務員賃金が大きく変わった場合、金額等によっては必ずしも全額補助できない可能性があります。変更される際には、必ず事前に地域協働課へご相談ください。
- (3) 実績報告を提出していただく際に各料金の支払金額を確認するため領収書が必要になりますので保管をお願いします。電話料金については基本使用料等の内訳を確認するため毎月分の電話料金明細書も必要になりますのでご準備をお願いいたします。

記 載 例

様式第1号（第4条関係）

区民館等運営事業補助金交付申請書

令和8年4月1日

碧南市長 小池友妃子 殿

区長・町内会長の住所、氏名の記載のご確認をお願いします。	地区名 ○○○ 代表者住所 碧南市○○町○丁目○番地 職名・氏名 ○○ ○○○○
------------------------------	--

令和8年度において補助事業等を実施するため補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、補助金は前金払を希望します。

記

- 1 補助事業名 区民館等運営事業
- 2 施設の名称 ○ ○ ○区民館
- 3 施行期間 着手 令和8年4月 1日
完了 令和9年3月31日
- 4 申請額 金○, ○○○, ○○○円

5 添付書類

令和7年度区民館等運営費内訳明細書

添付不要です。

6 前金払を必要とする理由

当該補助金にて施設の運営を行うが、事前の資金がないと運営が不可能なため。

補助金申請書類等の記入上のお願い

書類記入の際、訂正が生じた場合には、次のとおり訂正をお願いします。

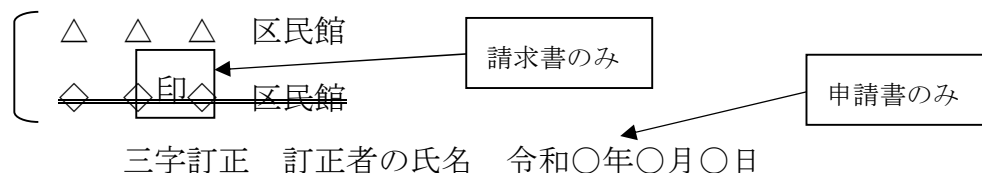
誤った処理をされますと、補助金の支払いに支障をきたす場合がありますので、よろしく
お願いします。不明な点がありましたら、地域協働課までお問合せください。

訂正があった場合には、

- ①訂正箇所を二重線で消す。
- ②消した箇所の上あるいはその横に、正しい字句を記入する。(請求書のみ申請者の印を訂正印として押す。)
- ③申請書のみ余白に「○字訂正」と記入するとともに、訂正者の氏名と訂正年月日を記入する。

注) 修正液による訂正はできません。

例) ◇ ◇ ◇ 区民館を△ △ △ 区民館に訂正する場合



氏名・金額・事務処理に係る重要な事項についての訂正は
できません。訂正がある場合は、申請書等を新たにお渡し
しますので、お申し出ください。

各種補助金の交付申請手続きについて

下表で○印の区又は町内会ごとに申請手続きをしてください。

	補助金名	地域振興事業補助金	区民館等運営事業補助金
	申請期限	4月21日(火)	5月11日(月)
	提出先	地域協働課共生協働係	
新 川 地 区	久 沓 町		
	丸 山 町	○	○
	六 軒 町		
	田 尻 町	○	○
	松 江 町	○	○
	相 生 町		
	相 生 鶴 見 町	○	○
	鶴 北		
	鶴 中		
	鶴 南 西	○	○
	鶴 南 東		
	千 福 町 第 1		
	千 福 町 第 2		
	籠 田 町 第 1		
	籠 田 町 第 2	○	○
	千 福 浜 尾 町		
	千 福 堀 方 町		
	千 福 福 清 水 町		
	住 吉 町		
	浜 尾 鶴 見 町	○	○
堀 方 町			
東 山 町	○	○	
金 山 町			
西 山 町 第 1			
西 山 町 第 2	○	○	
中 央 地 区	道 場 山 町		
	宮 後 町	○	○
	福 清 水 末 広 町		
	天 王 第 1		
	天 王 第 2		
	天 王 第 3	○	○
	中 後 町		
	植 出 町		
	尾 城 町		
	幸 町 第 1		
	幸 町 第 2	○	○
	中 山 町		
向 陽 町			
源 氏 神 明 町			

各種補助金の交付申請手続きについて

下表で○印の区又は町内会ごとに申請手続きをしてください。

	補助金名	地域振興事業補助金	区民館等運営事業補助金
	申請期限	4月21日(火)	5月11日(月)
	提出先	地域協働課 共生協働係	
大 浜 地 区	大浜上町		
	石橋町第1		
	石橋町第2		
	中松町		
	羽根町	○	○
	本郷・中町		
	中町上区		
	松本町		
	沢渡町		
	野田町		
	浜寺町		
	中町中区		
	音羽町	○	○
	善明町		
	作塚町		
	築山町		
	西浜町第1		
	西浜町第2		
	宮町第1		
	宮町第2		
	権現町	○	○
	岬町		
	錦町		
	塩浜町		
	塩浜町第2		
	浜田町		
伊勢若松町			
入船権田町第1			
入船権田町第2			
前浜町	○		
川口町	○		
棚 尾 地 区	源氏町		
	汐田町		
	春日町		
	作塚沢渡町		
	栗山町	○	○
	志貴町		
	棚尾本町		
	弥生町		
	若宮町		
	雨池川端町		
	志貴崎町		

各種補助金の交付申請手続きについて

下表で○印の区又は町内会ごとに申請手続きをしてください。

	補助金名	地域振興事業補助金	区民館等運営事業補助金
	申請期限	4月21日(火)	5月11日(月)
	提出先	地域協働課共生協働係	
旭 地 区	鷺塚町	○	○
	鷺林町	○	
	旭町	○	
	二本木町	○	○
	荒子町		
	笹山町		
	新道町		
	緑町	○	○
	西部城山町		
	神有町		
	南城山町		
	天神町	○	○
	池下照光町		
	鷺塚住宅		
	鴻島町	○	○
	三宅町		
	伏見町		
	日進町		
	霞浦町	○	○
東浦町			
平七町			
西 端 地 区	大久手・半崎1	○	○西端大久手区民館 ○西端半崎区民館 ○西端上区民館 ○西端下区民館 ○西荒居区民館 ○宮下住宅集会所 ○県営三度山団地集会所 ○市営三度山住宅集会所
	半崎2		
	半崎3		
	上1		
	上2・3・宮下		
	上4		
	上5		
	下1・2		
	下3		
	下4		
	下5		
	下6		
	西荒居1		
	西荒居2・三度山住宅		